

ひょうご

# 県知協

## NEWS

〈兵庫県知的障害者施設協会機関紙〉

発行 一般社団法人  
兵庫県知的障害者施設協会  
〒651-0062  
神戸市中央区坂口通 2 丁目 1-1  
兵庫県福祉センター5階 502 号室  
TEL (078) 862-6026  
FAX (078) 862-6082  
E-mail: hyogo-kenchikyo@dance.ocn.ne.jp  
発行責任者 蓬 菜 和 裕  
印刷所 交友印刷株式会社

## 虐待防止について考える

一般社団法人 兵庫県知的障害者施設協会

会長 蓬 菜 和 裕

「入所少女に淫行容疑…知的障害児施設元職員を逮捕」。本年 7 月 16 日（火）朝日新聞夕刊の見出しです。朝日新聞は、容疑者の氏名と年齢、勤務していた施設名、「三田谷学園」を公表いたしました。この記事を目にした人たちの感想は「まさか、あの施設で」、「なんで…」、「またか」、と読む側の立場で感じ取り方は様々だったと思います。さらに、朝日新聞は続きます。「後を絶たぬ虐待」、今年 2 月、佐賀県の障害者支援施設で幹部職員が繰り返し性的虐待をしていたこと、2006 年、岩手県の自立支援施設で施設を利用する少女にホテルでみだらな行為をしたことを取り上げ、障害者虐待防止法案の施行と市町村に通報や相談の受け皿となる「障害者虐待防止センター」の設置を定めたと、国の虐待防止対策を書いています。

私が初めてこの事件を知ったのは、6 月の終わりか 7 月の初めだったと思います。三田谷学園の高野施設長から報告を受けました。「まさか」という第一印象とともに「希望の郷でも起こるかもしれない。今現在にも起こっているかもしれない」との思いが頭をよぎりました。高野施設長は、児童施設の長です。私のような成人施設の施設長より、性的虐待とその防止についての見識は高く、いろんな対策を考えて実践されていました。それでも施設における性的虐待を防ぐことはできず、10 年間育ててきた職員を児童福祉法違反として、関係機関に通報する結果となりました。「明日は我が施設かも」と思われた施設長も少なくないと思います。

皆様に 7 月 23 日付で堺理事長からの「当法人元職員による不祥事についてお詫びと報告」を送らせていただきました。兵庫県健康福祉部障害福祉局からの 7 月 26 日付け通知「障害者支援施設・障害児入所施設の適切な運営について」も届いたと思います。この通知には、①「従業者研修の徹底」②「事故発生の防止」③「事故発生時の対応」の 3 点の指摘がありました。前文においては「県民の障害福祉に対する信頼を大きく失墜させる行為」とあります。信頼の失墜については堺理事長の書面にも、社会の障害者福祉に関する信頼を失墜にさせたことに対する関係者への謝罪と、施設の信頼回復への取り組みと決意が書かれていました。一旦失った信頼の回復は並大抵のことではありません。福祉サービスを提供する者は、常に虐待防止に取り組まなければならないことを、この事件は物語っています。

私は、職員に虐待防止について話をする時、「冷静さを失わないこと」、「自分で自分を律する力を身につけること」、「SOS を出せること」の 3 点が重要だと伝えています。施設における虐待は、「専門的な知識の欠如から起こる」という報告があります。虐待防止には確かに「専門的な知識の習得」は必要で、特に、支援で起こる身体的虐待においては顕著に現れます。ところが、今回のような性的虐待は問題の質が違うと思います。専門性というより職員の資質、特に「倫理観」が問われます。虐待を肯定する職員は居ませんし、虐待行為に及ぶときは必ず「自制心」が働きます。そのとき、「自分自信を見つめる冷静さ」と支援の中で追い込まれている自分の状況を、他の職員に「SOS」として発信できれば、最悪な結果を招くことは防げると考えています。ところが、施設はぎりぎりの職員配置で動いています。1 人が体調を崩し休暇を取るような事態が発生すると、日課の変更を余儀なくされたり、残務や振替出勤等で他の職員がカバーしたりすることがしばしば起こります。余裕のない職場環境に置かれている職員は、よい意味で業務に対する責任感が強くなります。悪く言えば、孤立します。職員の孤立化が進むと、他の職員へ情報を発信できなくなります。特に「しんどい」とか「支援の限界」といった後ろ向きなことはいえませんが、「みんな頑張っているのだから私も頑張らなければ」という思いが強くなり、自分で自分を追い込み、時として虐待といった結果につながる可能性があります。職員が SOS を出し、施設が SOS を受け止めること、それが職員を守ることに繋がります。職員の皆さん、是非「SOS」を発信してください。

管理者の皆さんは、今回の事件を機に今一度、貴法人や施設の理念と職員倫理について、職員と再確認を図り虐待防止に努めてください。当協会もこれまで以上に虐待防止に取り組んでいきます。

## 兵庫県知的障害者施設協会に望む事

公益財団法人 兵庫県手をつなぐ育成会  
理事長 小原 冷子

平成 25 年 7 月 16 日の新聞記事を見て、衝撃を受けました。知的障害児の施設で起こった虐待事件でした。同施設は、県内に知的障害者施設を設置した草分け的存在で、老舗中の老舗の施設だと認識し信頼していただけに、その施設で起こった「虐待！」はとてもショックであり、残念でなりません。

「障害者虐待防止法」が施行され、各施設ともすべての職員が、この法律に関して研修し、熟知している中でのこの報道は、親としてとうてい許す事の出来ない事です。

ましてや女の子を持つ親は、さらに神経質になり不安になった事でしょう。

この度の事はいかなる理由があったとしても、絶対に許される事ではありません。

特に施設の中で日々暮らしている障害児者は、力関係の中で暴行や虐待を受けたとしても抵抗したり、被害を訴える事はとても難しい事だと思います。

「障害者虐待防止法」では、家庭、施設、職場で虐待が疑われる事例を発見したら通報するよう義務付けたほか、全国の市町村に通報や相談の受け皿となる「障害者虐待防止センター」の設置を定めました。

また、この法律では施設においては、「支援の質の向上」が重要な視点であると言えます。支援の質を向上させることによって虐待の起きない支援環境を構築する姿勢が求められます。この施設では、「虐

待再発防止委員会」で対策を講じると説明されました。

この件が、氷山の一角でない事を祈るのみですが、新聞報道にあった、「後を絶たぬ虐待」の記載にあるように、今年に入ってからも佐賀県や岩手県でも発覚しています。

今後は、このような虐待が二度と起こらないように、各地に設置された「障害者虐待防止センター」が十二分に機能することもさることながら、貴協会の障害児者に関わる全ての施設が今一度襟を正して、各施設内で虐待防止委員会を立ち上げ、日頃の支援の振り返りを定期的に行うことで、虐待等に至らない、支援ができる職員集団になれるのではないかと思います。

大阪府においては、「障害児者施設等サービス改善支援事業」を創設し、その事業の中で「施設等サービス改善支援員」制度を設置して、その改善支援員から入所施設を定期的に巡回訪問し、各施設等の相談にも応じていくなかで、職員の支援スキルの向上にも寄与できているそうです。兵庫県においても、この事業に取り組んでいただきたいものです。各事業所が、虐待防止に向けて前向きに取り組む姿勢が重要です。その上で、障害を持つ人たちの立場により添った支援を行って頂けるように、努めて頂きたいと、切にお願いいたします。

## 組織の内部統治・牽制機能を考える

兵庫県社会福祉法人経営者協議会  
会長 婦木 治

社会福祉法人の内部牽制機能について、経営協の立場から各法人、各種別の現状と課題を念頭に置いて一筆書くようにとの依頼がありましたので、社会福祉法人経営者協議会として一言申し上げます。

社会福祉法人制度が出来て、60年が経過しました。その間には、戦後の福祉の中核部分をなう役割としての社会福祉法人は措置費制度を基盤として着実にその役を果たしてまいりました。

社会福祉法人制度が出来る以前より、社会福祉への取り組みは古くて深く、慈善、博愛、篤志寄附な

どの幾多の取り組みのひとつ、ひとつには歴史と福祉にかけるひたむきな情熱を感じられるものがありました。つまり創設者の福祉にかける熱い思いがその事業のはしばしに感じられ、私財を投げ打ち、保護対象者の皆様の幸せと生活の安定をはかるための願いには、理念として共感できるものがあり、長い法人の歩みの中で、着実に事業を遂行されてきた姿勢は誰もが認めるものでありました。

ただ、時代が変わり社会福祉の基礎構造改革とともに社会福祉基盤そのものが措置から契約に大きく

シフトしてきて、社会福祉の根本が多岐にわたる理念によって、運営が可能になってまいりました。

その結果、社会福祉の枠組みが大きく又、多岐にわたり、これは、医療分野なのか、介護分野なのか民間の営利企業なのかの節目が非常に難しくなっています。いわゆるイコールフィッティング論が当然のように語られ、福祉分野（社会福祉法人）だけが特別に扱われるのはおかしいという議論が蔓延してきました。確かに社会福祉法人というのは、やはり他の民間企業や団体との違いと、その存在の意義と使命、そして設立の趣旨というものを明確にして、なぜ社会福祉法人は民間企業とは違うのかを、我が国の社会の中でははっきりと主張していかねばなりません。（変にマスコミ等に、特別扱いや内部留保金の問題だけを誇張されてはいけないと思います。）明確な反論と意思表示を公式にすべきです。

又、よく最近、社会貢献事業などということを高らかに言われてきましたが、本来の理念のもとに社会福祉法人を運営されている法人なら、法人事業のなかにそのものがすでに投入されて平等化もしているはずであります。あえて、言われるところに全ての社会福祉法人は原点に立ち帰って、地域住民のために我が法人は何が出来るとかを問い直さなければなりません。

次の課題として、社会福祉法人の不祥事についてのチェック体制についてです。

社会福祉法人の不祥事については、いろんな部門に分けることが出来ますが、特に多いのは（行政監査で指摘される）財務部門や経営組織の整備（ガバナンス）そして、そこで働く職員の人材育成の問題などが多いように思います。

社会福祉法人である以上、行政からも、特別扱いの認可をもらっているわけですから、他の民間企業以上の潔癖性を常に意識しておかないといけません。昔のように行政の代行をしている意識は捨て去り、高潔性を前面にだして他の民間が許されることも、社会福祉法人はそうはいかないくらいの意識が必要ではないでしょうか。

つまり、社会福祉法人を名のる以上は、国民の幸せ追求のための使命をになっているということを再度認識してもらいたい。そして、万一不祥事が発生した場合、問題の大小にかかわらず、経営協に報告し種別団体との協議を経て全ての第三者の組織からなるコンプライアンス委員会に問題をあずけ答申の結果により、県の福祉法人課や市行政の所管課とともに今後の対応を判断すべきではないかと思えます。ただ、社会福祉法人の自由度、独自性はやはり尊重すべきであるので、そのバランスは十分に考えておくべきです。福祉人材がますます必要になってくる中で、社会福祉法人の現場では、その人材の質を担保する以前に確保の問題で、非常に頭を痛めています。なぜ、こんなに福祉人材確保が難しくなったのかも大きな課題です。

社会福祉法人の設立理念を職員個々に周知させることの難しさもありますが、社会福祉の仕事に携わる以上、これだけは持つておかななくてはならない要素を経営者は職員に徹底させておかななくてはなりません。設立者、経営者の事業理念が職員個々の働く意識とプライドを増長させると思えます。そのことを経営者は常に意識して、時には励まし、叱責や称賛も加えながら事業にあたってもらいたいと思えます。よろしくお願ひします。

## 一般社団法人兵庫県老人福祉事業協会の取り組みから

一般社団法人 兵庫県老人福祉事業協会  
会長 石田文徳

本協会では、会員事業所のサービスの質の向上と利用者主体のサービス提供の実現を図るため、本協会独自の評価基準と委員会では会員の特養を対象として行うサービス評価事業、施設のケアプランナーの資質向上のためのケアプランリーダー養成・派遣事業及び拘束なき介護推進事業を実施しています。

特に、拘束なき介護の推進については、生活の場である会員施設における利用者の人権擁護や虐待防止を促進するために、介護保険制度開始翌年の平成 13 年に、「拘束なき介護にむけての検討委員会」を発足させ、以降毎年度「介護老人福祉施設が目指す

拘束ゼロとは」をテーマに、会員施設の職員を対象とする研修会や広く県民に公開しているシンポジウムを開催しています。また、これらの機会を利用して、この問題に関する参加者自身や職場の状況についてのアンケート調査を実施して、次の研修の企画等に活用しています。このほか、身体拘束について分かりやすくまとめたハンドブックの作成、会員施設の職員研修会へアドバイザーを派遣して「施設トップの決断と判断・着手、委員会の設置と具体的運営、職員の意識統一と資質の向上など」の基本的な視点からの助言を行う事業や委員の任期の 2 年が

満了するごとに、その期の活動内容を報告書にまとめ会員施設に配布するなどの活動も行っています。

平成 22 年度からは、「高齢者虐待」をテーマに事業を推進していますが、職員研修の中での討議やアンケートから、高齢者虐待（身体拘束）と不適切なケアを混同している職員が多く見られました。そこで、利用者の人権擁護、尊厳保持という理念のもと、拘束行為・虐待行為につながる可能性を含んだ不適切なケアや関わりを、日々のケアの中で見過ごしていないか、また知らず知らずのうちに行っているのではないかと振り返り、介護のプロとしての意識や知

識・技術を身に付けてもらうための研修内容としています。さらに、本年度はより多くの職員に参加してもらい各施設の取組みが進むよう、本協会と各ブロックが合同で、県下 7 か所で職員研修会を開催しています。

会員施設では今後とも利用者の高齢化が進み、重篤な利用者や認知症の利用者の増加が見込まれることから、会員施設・事業所における利用者の人権擁護、「サービスの質の向上」の取組みが着実に進むよう支援していく所存です。

## 入所者の人権擁護と安全確保に向けた施設等の適切な運営

### 兵庫県健康福祉部障害福祉局障害者支援課

兵庫県では、平成 24 年 10 月から「障害者虐待防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行されることを受け、平成 24 年 8 月に『兵庫県における障害者虐待の防止と対応』の冊子を作成するなど、障害者に対する虐待の防止に努めているところです。

この様な中、新聞等で報道されたとおり、兵庫県内の施設において入所者が傷害致死容疑で逮捕される事件や、従業者が入所者にわいせつな行為をさせた容疑で逮捕される事件が発生しました。

入所者の人権に関わるこのような事件は断じて許されるものではなく、これまで、障害福祉の関係者が一つひとつ積み上げてきた、利用者や県民の障害福祉に対する信頼を大きく失墜させることになりかねません。

このため、本年 7 月には、県内の関係施設に対して、法令の遵守はもちろんのこと、次に掲げる点に十分に留意の上、利用者の安全確保をはじめとした適切な施設運営に努められるよう通知をしたところですが、改めて施設等の運営について再確認をしていただき、入所者の人権擁護と安全確保をお願いします。

- 1 従業者研修の徹底
 

従業者の職務内容、経験等に応じた研修実施計画を策定するとともに、実施した研修の記録を保管すること。特に人権意識の醸成や事故発生の防止に関する知識・技術の向上などの研修を徹底すること。
- 2 事故発生の防止
  - (1) 事故発生の防止のための会議を開催するなど関係者の連携強化に努めること。
  - (2) 入所者の安全確保等のため、施設内の動線等を踏まえた死角の有無等を確認するなど、施設・設備を点検し、改善策を講じること。
- 3 事故発生時の対応
  - (1) 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合には、従業者が施設長へ速やかに報告する体制を構築すること。また、報告を受けた施設長は原因の分析を行い、その結果に基づき改善策を策定し、従業者に周知徹底する体制を整備すること。
  - (2) 事故が発生した場合は、速やかに県、市町、当該障害者（児）の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じること。

近畿地区 の研修	第 36 回近畿地区施設長会議	第 50 回近畿地区知的障害関係施設職員研修会
	平成 25 年 11 月 26～27 日（火・水） 会場＝ハイアットリージェンシー大阪 テーマ…「社会福祉法人・福祉事業所のサステイナビリティ (sustainability：持続可能性) を考える ～質の高いサービスの継続的な提供を目指して～」	平成 26 年 2 月 13～14 日（木・金） 会場＝神戸メリケンパークオリエンタルホテル テーマ…「今、そしてこれからは、輝ける利用者の暮らしを実現させよう」 地元開催なので、参加予定 300 名規模のクリアーを実現して成功させましょう！

## 神戸地区の報告



神戸市知的障害者施設連盟  
事務局長 正心 徹

今年度の神戸市知的障害者施設連盟の動きは、トップ役員の交代からスタートいたしました。岩田前会長の後任として、陽気寮の松端寮長が会長に就任し、職員部会においても東前部会長の後任として、あゆみの里の森井支援員が職員部会長に就任しました。

今年度の神戸地区での大きな出来事は、第 56 回大都市社会福祉施設協議会（神戸市大会）への参加でした。この会議は、大都市社会福祉施設協議会（大阪市、京都市、名古屋市、横浜市、福岡市、札幌市、川崎市、広島市、北九州市、千葉市、神戸市で構成）が主催し、オブザーバー都市（さいたま市、静岡市、堺市、新潟市、浜松市、相模原市、仙台市、岡山市、熊本市）を加えて、大都市の社会福祉施設のあり方や課題等について研究、討議を重ね、共通理解を深め、施設サービスを向上させることを目的に開催されるものです。

今回は神戸大会でもあり、2日間の日程ではありましたが、実行委員会の段階から役員を中心に運営を含め、多数の参加を得ました。この会議を機会に、これまでの定例施設長会の内容をさらに充実させるべく、役員会での議論を重ね、担当役員制による事務の効率化も図っています。

さらに、ホームページによる広報と、メール配信による情報の共有と会員の結束により、アンケートの回収時間も1週間以内に短縮することができています。また、会員組織としては、入退会規則を整備し、新入会員も増え、さらなる組織固めを行っているところです。

神戸地区職員部会の動きとしましては、全体総会（制度政策講演会を含む）に始まり、研修委員会による、勤務専門職の交流と専門知見の獲得を目標にした研修に重点を置き、看護師・栄養士・支援員が、多数参加しています。

また、スポーツ委員会においては、ボウリング選手選考記録会（全国障害者スポーツ大会東京大会の神戸地区選手選考記録会）を開催し、6月には代表2名を決定いたしました。

さらに、7月～10月にかけて、神戸地区ボウリング代表選手強化練習（10回程度実施予定）に取り組んでいます。

## 阪丹但地区の報告



阪丹但地区  
会長 玉木 伸宣

阪丹但地区では、今年度も職員の資質向上のための研修を6回開催する予定にしております。

その中で第1回目として7月31日に管理職・中堅職員研修『未来に繋がる関わり～関係力アップセミナー～厳しい状況を乗り越える【チーム】の作り方』を開催しました。

講師にはテレビ・新聞・ラジオなど各メディアで引っ張りだこの喜田菜穂子さん（NPO 法人マザーズサポーター協会理事長）をお迎えしました。

前半は「自立型支援法」として、職員個々が当事者意識を持ち「やらされる」ではなく、「自ら考え行動する」存在になるために上司や同僚としてどのように関わるべきか、ロールプレイを交えながら、相手に自覚・オートクラインを促し、一緒に未来を作っていくことができる姿勢・聴き方のコツを学びました。

後半は、今年に入り全てのテレビ局を含めた多くのメディアに取り上げられている「叱り方検定」と同じ内容の講義・演習でした。

どちらかといえば叱ることが苦手な人が多いためか、ロールプレイでは、多少の照れや戸惑いを感じながら叱り役をしていた人もいた様子ですが、実際にやってみることで得られた気付きも多かったようです。

研修後のアンケートは、いつも以上に提出率が高く、その多くに叱り方についての感想が書かれていました。表現は様々ですが、叱ること（怒ることとは異なります）の理解が深まったことと、今後はこの学びを実践に繋げていきたいといった内容が多かったように思います。



また「終了時間が来ないでほしいと思った」、「定期的に開催して欲しい」、「連続講座にして欲しい」、「法人の研修にお願いしたい」などの声もあり、そこから、私達が抱える課題に対するヒントを楽しみながら学べる内容であったことが見て取れます。

現在、福祉を取り巻く状況は非常に厳しいものですが、今回の学びを活かし、演題通りに「厳しい状況を乗り越えるチームを作ることができる関わり」を参加者個々が試行錯誤しながらも実践し、より自立した組織が多く出てくることを願っています。

参加された皆さんお疲れさまでした。当日配られた冊子に記載されている自己チェックを定期的に行い、自分自身とチームの自立に役立ててください。



播淡地区職員代表者会

会長 尾崎 勇一

播淡地区では、今年度もスポーツ、研修、研究、文化の4委員会で4つの事業を開催していております。平成 25 年度の各委員会の事業の進行状況を報告させていただきます。

#### ①スポーツ委員会

平成 25 年 6 月 7 日（金）に加古川運動公園陸上競技場にて第 25 回ばんたん親善運動会を無事に開催し、成功裡に終えることができました。参加者 1214 名と毎年参加者が増えている中、各競技における時間配分や参加人数の制限など、難しい課題が出来ている中で、変わらず継続して行えていることそのものに、大きな意義があるように感じています。

今後は、今年度の反省点などを検討、改善し来年度開催に向けての委員会での協議を予定しています。

#### ②研修委員会

毎年 2 回の研修会を企画し、平成 25 年 7 月 10 日（水）にラビィ加西にて第 1 回の研修会を行いました。

講師として川崎医療福祉大学 特任講師 重松孝治氏をお招きし、「自閉症の理解に基づく支援～冰山モデルから支援を検討する～」といったテーマで、自閉症者支援における日常的な現場での具体的な支援方法を構造化の視点から考える機会となりました。参加者 100 名と播淡地区以外からも多く参加していただき、まだまだ自閉症者支援への研修ニーズが高い事を考え、第 2 回の研修会につきましても、自閉症をテーマにした研修を企画しております。開催時期は 12 月頃を予定しております。

#### ③研究委員会

平成 25 年 8 月 28 日（水）～ 29 日（木）ニューサンピアゆめさきにて「第 27 回播淡地区施設長・職員一泊研修会」を開催予定です。開催趣旨でもありますが、障害者生活支援及び施設経営等の知識について研修し、また会員相互の交流を深め施設運営の充実、強化を図るといった目的に沿って、委員会メンバーがそれぞれに役割を担い、自分たちで作り上げていくことを今年度も意識してここまで 4 回の委員会を実施し企画しております。参加申し込みも昨年度を上回り、宿泊希望も増え、研修当日に向けて、スムーズな運営、また、交流の場としての設えを意識して取り組んでいます。

#### ④文化委員会

平成 25 年 11 月 21 日（木）に第 22 回ばんたん・ゆうあい文化祭を開催予定です。今年度も多くの出演依頼と見学希望の申し込みをいただいております。昨年度の反省、引継ぎを中心に協議、改善を検討して、当時への準備行っている段階です。

昨年度に増して会場が一体となり参加者全員が楽しい時間を過ごせるよう、企画運営していきたいと思っております。

以上、播淡地区職員代表者会 4 委員会の事業の進行状況として報告させていただきます。

また、職員代表者会としての組織体制、組織運営についても昨年度に引き続き検討し、「より効率的により良い事業を行える組織づくり」を目指して、円滑に組織として活動できる骨格作りを意識していきたいと思っております。

## 指定障害者支援施設の配置医師による初診・再診料等の取扱い問題について

一般社団法人 兵庫県知的障害者施設協会

副会長 福田 直真

「日本知的障害者福祉協会だより」No.64（平成 25 年 3 月 29 日）で、既にご承知のことと思いますが、入所施設における医療費の取扱いについて、平成 24 年 3 月 31 日に新体系移行が完了したことによって経過措置が満了、同年 4 月 1 日より診療報酬の算定要件が変更となっていることに気づかず、施設と配置医師との間で問題が生じています。

兵庫県におきましても、会計検査院による実施検査（医療）を受けて、配置医師としての診療に疑義の生じた医療機関に自主点検が求められ、多くの医療機関において診療報酬の返還が避けられない状況となっているようです。今回の事態を受け、中には当該医療機関から、返還額の補填や契約金額の値上げを求められている施設や、配置医師としての契約そのものの解除を求められている施設も出てきております。また、査定を受けた医療機関に、今後一切、利用者の定期薬を処方して頂けない施設もあるようです。

今回の標記に係る問題については、配置医師による診療と配置医師でない医師による診療との整理が必要です。以下に要点を掲げます。

まず、配置医師による診療ですが、指定障害者支援施設に入所している利用者の場合、配置医師は、初・再診料や小児科外来診療料、往診料などは算定できません。また、特定疾患療養管理料や在宅関連の指導管理料、小児科療養指導料なども算定不可となっています。ただし、投薬や検査、処置など、実際の医療行為に関する費用については基本的に算定できます。また、特別な必要があつて行う診療に限っては、初・再診料や往診料など、通常どおり配置医師は算定できます。この特別な必要がある場合とは、急性発症や既症状の急性増悪、不測の救急事故などが考えられます。例えば高熱、急性肺炎や急性腹症、頭部の切創や大火傷など緊急を要する場合などがこれに該当するものと思います。

なお、これらの算定要件ですが、配置医師が施設に赴き利用者を診る場合に限らず、当該配置医師の医療機関に利用者が外来受診した場合においても、同様に取り扱うこととされています。

次に、配置医師でない医師による診療ですが、緊急の場合や当該配置医師の専門外、例えば配置医師が内科の場合、外科や皮膚科、眼科等の領域で、配置医師が簡単に処置できる範囲のものを除き、当該診療の必要性を配置医師が認める場合において、当該利用者や家族、施設側から求めに応じて診療は行えますが、それ以外はみだりに診療は出来ないこととされています。また配置医師でない医師であっても、定期的な診療を行うことによって、配置医師に準じた扱いになります。従って、配置医師以外の医師に受診をお願いする場合には、場合によっては査定の対象となり、当該医師に不利益を与えることにもなりかねず、留意が必要です。

配置医師から本件について、ご質問があれば、上記のように算定要件を丁寧にご説明し、ご理解頂くようお願いいたします。やむを得ず契約解除という厳しい結末に至り、配置医師が不在となった場合ですが、出来るだけ早期に確保することを条件として当分の間は指定更新や監査で問題とはしない方針の旨、厚生労働省障害福祉課長通知に基づき、県からは障害者支援課長通知が発出されています。ただ、当分の間がいつまでなのか、具体的な提示がないため、これでは入所施設が抱える不安は解消されません。現行の算定要件が抜本的に改正されない限り、私たち入所施設において、配置医師の確保はいつそう厳しい状況になるものと思われまます。国には改めて入所施設における現行の算定に係る指針の見直しをお願いしたいものです。

その他、詳細は保医発 0330 9 号、平成 24 年 3 月 30 日厚生労働省保険局医療課長通知「特別養護老人ホーム等における療養の給付の取扱いについての一部改正」をご参照下さい。

《日誌抄》

3月	5日	第6回会長・副会長会、平成24年度県知協施設長会議(第1回)	神戸市	あすてっぶ KOBE
	6~7日	平成24年度部会協議会(日本知的障害者福祉協会主催)	東京都	TFT(東京ファッションタウン)ビル
	11日	東日本大震災活動で厚生労働大臣表彰を受ける旨の記者発表	神戸市	兵庫県庁
	18日	第2回知協協評議員会	東京都	浜松町東京會館
	21日	近畿地区第4回役員会	和歌山市	ホテルグランヴィア和歌山
	22日	50年誌小委員会	神戸市	県知協事務局
4月	25日	県知協ニュース第78号発送	神戸市	県知協事務局
	3日	平成25年度第1回役員会	神戸市	兵庫県福祉センター
	16日	監事監査	神戸市	県知協事務局
	18日	県知協播淡地区年度総会	姫路市	姫路市自治福祉会館
	25日	県知協阪丹但地区年度総会	三田市	三田市総合福祉保健センター
	26日	県知協神戸地区(市知連)年度総会	神戸市	楠公会館
5月	8日	近畿地区総会及び近畿地区第1回役員会	和歌山市	ホテルグランヴィア和歌山
	10日	第7回兵庫県障害者のじぎくスポーツ大会事前説明会	神戸市	兵庫県福祉センター
	16日	一般社団法人兵庫県知協定期社員総会及び役員懇親会 50年記念誌完成	神戸市	兵庫県福祉センター 和風創作料理「黒十」
	18日	第7回兵庫県障害者のじぎくスポーツ大会(バスケット・バレー)	神戸市	県立障害者スポーツ交流館
	19日	第7回兵庫県障害者のじぎくスポーツ大会(フライングディスク・水泳・卓球)	三木市 神戸市	三木山総合公園グラウンド・プール 県立障害者スポーツ交流館
	22日	「いのちと暮らしを守る会」(参加7団体)第1回打合せ会	神戸市	県知協事務局
	25日	第7回兵庫県障害者のじぎくスポーツ大会(陸上・サッカー・ソフトボール)	三木市	県立三木総合防災公園陸上競技場・球戯場・野球場
	26日	第7回兵庫県障害者のじぎくスポーツ大会(ボウリング)	明石市	フタバボウル明石店
	27日	平成25年度第1回会長・副会長会	神戸市	県知協事務局
	31日	日本知的障害者福祉協会第1回評議員会	東京都	浜松町東京會館
6月	4~5日	全国施設長会議(日本知的障害者福祉協会主催)	東京都	東京国際フォーラム
	7日	播淡地区施設親善運動会	神戸市	兵庫県中央労働センター
	10日	支援スタッフ委員会第1回会合、近畿地区GH・CH部会第1回打合せ会	神戸市	県知協事務局 兵庫県福祉センター相談室
	13日	全国障害者スポーツ大会選手選考会	神戸市	兵庫県庁
	14日	第2回役員会、50年誌出版記念会	神戸市	神戸市勤労会館 ホテルラ・スイート KOBE
	21日	支援スタッフ委員会第2回会合	神戸市	県知協事務局
	24日	平成25年度県知協会費請求文書発送はじまる、人材育成会議	神戸市	県知協事務局、日本知的障害者福祉協会
	26日	「いのちと暮らしを守る会」第2回打合せ会 児童発達支援部会会合(1)	神戸市	県知協事務局
	28日	兵庫県障害者スポーツ協会第2回評議員会	神戸市	兵庫県民会館
	7月	1日	近畿地区第2回役員会	和歌山市
9日		支援スタッフ委員会第3回会合	神戸市	県知協事務局
11~12日		全国グループホーム・ケアホーム研修会	岡山市	岡山コンベンションセンター
16日		近畿地区GH・CH部会第2回打合せ会	神戸市	兵庫県福祉センター相談室
17日		第2回会長・副会長会、のじぎくスポーツ大会意見交換会	神戸市	県知協事務局、兵庫県福祉センター
18日		第1回民間社会福祉事業職員互助会運営委員会	神戸市	兵庫県福祉センター
21日		参議院議員選挙・兵庫県知事選挙		
24日		日中活動・生産就労部会合同施設長・職員研修会	神戸市	あすてっぶ KOBE
8月	2日	近畿地区GH・CH部会第3回打合せ会 児童発達支援部会会合(2)	神戸市	県知協事務局 兵庫県福祉センター相談室
	6日	支援スタッフ委員会第4回会合	神戸市	県知協事務局
	9日	近畿地区第3回役員会	神戸市	神戸市勤労会館
	24日	第1回近畿地区生産活動・就労支援部会職員研修会	奈良市	社会福祉法人青葉仁会
	28~29日	全国日中活動支援部会施設長等研修会議	千葉県	アパホテル&リゾート東京ベイ幕張



さて第79号をお届けいたします。この度は当協会の会員施設で発生・発覚した利用者の権利侵害・虐待事案を受けて、今一度、福祉事業者が自らのガバナンスと利用者支援の在り方を見つめるための特集を組みました。特にこのために手厳しくも改善のための提案まで盛り込んだ文章の寄稿をいただきました皆様には感謝申し上げます。施設協会としては、福祉に携わる責任を痛感し、今後も襟を正しつつ虐待の再発防止に向けた取り組みを強化して参ります。会員の皆様には更なる組織の統治と法令の順守に努めていただきたいと存じます。

(協会事務局：C.K)